

第1回和光市保育園保育料等検討委員会 会議録

日時 10月8日(金) 19時30分～21時30分

場所 602会議室

1 委員委嘱

2 保健福祉部長挨拶

和光市の保育料について、過去見直しの検討が行われたが、20年以上改定が行われていない。和光市の財政状況はリーマンショック以来、税収は減少傾向である。保育事業について、待機児童が100名超であるため、丸山台3丁目保育園建設を緊急に着工し、来年4月に開園予定であるが、まだ保育施設が不足している。保育事業の財源確保に必要な経費がさらに必要なことから、保育料の見直しを行っていく必要があるため、委員会を立上げ、3～4回の会議を行い、検討を行っていききたい。

3 事務局自己紹介

4 委員自己紹介

5 配付資料確認

本日は、資料説明が主になることをご理解いただきたい。(事務局説明)

6 会議公開(事務局説明)

和光市市民参加条例第12条第4項に基づき、審議会の会議は公開することになっているため、原則通り公開する。会議録は委員名を明記した要点記録とする。(事務局説明)

7 議事進行

要綱第4条第1項の規定に基づき、石田委員長が議長として議事を行った。

(1) 保育料改定の背景について

和光市では0歳児保育、延長保育の全園実施をはじめ、様々なサービスの充実に努めるとともに他市よりも厚い職員配置基準を設け保育を行っており、平成18年から平成20年の過去3年間で4園(定員230名)の開設支援を実施してきたが、一方、市の歳入面では、平成16年から保育所運営費が一般財源化され、前年度より1億9,700万の歳入減となり、市の持ち出しとなっている。さらに平成19年の税源移譲の影響に

より、市では新園開園により前年度より820万の減額に止まっているものの、実質2,370万の歳入減となっている。

このような背景から、新園整備等による待機児童対策、保育サービスの拡充に新たな経費が必要なことから、23年間改定していない保育料の徴収基準額表の見直しを実施することとした。(事務局説明)

(2) 委員会における検討事項について (事務局説明)

ア 保育料徴収金基準額表の改定に伴う見直しについて

(ア) 国の保育所徴収金(保育料)基準額表第8階層新設に伴う徴収限度額の見直し

(イ) 多子軽減の改正

イ 公設保育園特別保育事業(一時保育・休日保育・年末保育・病後児保育料金と昼食代等の徴収)

に係る保育料の見直しについて

ウ 現在、入所児童の給食(昼食時)の主食代の実費未徴収について保育料徴収基準額表の見直しと併せての検討について

(3) 保育料徴収基準額表改定案について

ア 改定案の基本的考え方(事務局説明)

(ア) 国の基準による多子軽減実施(近隣市15市中12市で実施済み)

(イ) C階層は現状維持

(ウ) B階層の3歳児及び4歳以上児の保育料は、母子世帯等及び在宅障害児のいる世帯を除き、月額1,000円とする。

(エ) 現基準表の3歳未満児D10階層以上、3歳児及び4歳以上児D5階層以上の階層細分化

イ 質疑

(ア) 国の保育所徴収金(保育料)基準額表第8階層新設に伴う徴収限度額の見直しを検討するとあるが、和光市の場合、保育料の見直しが実施されてなかったため、第7、第8階層の見直しということになるか。(斉藤委員)

→以前から第7階層があったが、和光市の場合、国基準の第7階層の設定がなかったため、近隣市と比べながら、第7、第8階層を含めた保育料見直しを行ってきたい。

(イ) 多子軽減を行う場合の方法は、国基準の方法で検討するのか。(斉藤委員)

→和光市の多子軽減状況は、国基準と異なるため、国基準並みに多子軽減を導入したい。

ウ 改定案の階層設定について（事務局説明）

- (ア) 現行保育料徴収基準額表のD11階層をD11、D12の2つに細分化
- (イ) 現行保育料徴収基準額表のD12階層をD13、D14、D15、D16の4つに細分化
- (ウ) 3歳児及び4歳以上児のB階層保育料について、朝霞地区4市を比較し、入所児童の給食に要する主食材料費を含めた設定とする。

エ 改定案1について（事務局説明）

- (ア) D階層約5%アップ
3歳未満児でD10階層から500円ずつでアップ
3歳児及び4歳以上児は、D5階層から2階層おきに500円ずつアップ
- (イ) 上昇率は、4歳以上児のD16階層で最高約26%上昇
年齢ごとの金額では、D16階層で、3歳未満児月額5,130円増額、3歳児4,790円、4歳以上児4,950円が最高上げ幅
- (ウ) 保育料徴収見込額 約3億3,005万円（平成22年度見込に対し、1,170万円増収見込）

オ 改定案2について（事務局説明）

- (ア) D階層約10%アップ
- (イ) 上昇率は、4歳以上児のD16階層で最高約31%上昇
年齢ごとの金額では、D16階層で、3歳未満児月額8,130円、3歳児6,290円、4歳以上児5,950円が最高上げ幅
- (ウ) 保育料徴収見込額 約3億4,690万円（平成22年度見込に対し、2,850万円増収見込）

カ 改定案3について（事務局説明）

- (ア) D階層約15%アップ
- (イ) 上昇率は、4歳以上児のD16階層で最高約36%上昇
年齢ごとの金額では、D16階層で、3歳未満児月額11,130円、3歳児7,290円、4歳以上児6,950円が最高上げ幅
- (ウ) 保育料徴収見込額 約3億6,277万円（平成22年度見込に対し、4,442万円増収見込）

キ 質疑

- (ア) 多子軽減について第1子、2子、3子というのは、未就学前の扱いになるのか。
（岡本委員）
→第1子、2子、3子の考え方は、未就学前の在園児の人数で考える。

ク 3歳児及び4歳以上児の給食（昼食時）の主食代の実費未徴収について

現在、3歳児及び4歳以上児の給食の主食代について、和光市が負担している状況。

朝霞地区4市の保育料徴収基準額表と比較すると、朝霞・新座・志木市は主食代を徴収している。今回の改定案については、B階層3歳児及び4歳以上児では、主食代として1,000円を含めて提示した。(事務局説明)

ケ 質疑

(ア) 朝霞市と志木市の保育料について、給食(昼食時)の主食代は保育料とは別徴収ということになるのか。(斉藤委員)

→2市は主食代について、別途徴収している。和光市は完全給食実施頃から保育料の中に含まれているということではなく、市が負担し、徴収していない(時期不明)。

(イ) 朝霞市と志木市は保育料とは別に主食代を徴収しているため、現行の保育料について、同じ条件のため和光市と比較できる。既に和光市の保育料は朝霞・志木市より高い中で、保育料を改定し上乘せすると考えて良いか。(斉藤委員)

→和光市では、C階層が既に高かった経緯があるため、今回の改定案ではC階層はすべて現状維持で作成している。主食代については、他市で一部昼食代を含めての保育料徴収をしていることから、B階層の3歳児及び4歳以上児については、1,000円を保育料に含めるかどうか案として提示した。志木・新座市は平成19年の税源移譲時に大幅な見直しがあったが、朝霞市は和光市と同様に見直しをしていない。

和光市の場合は、保育料の中に主食代を含めた保育料として、改定を行っていきたい。

(ウ) 完全給食に移行した際、主食代を徴収できるのにしなかったのはなぜか。(野宗委員)

→なぜ徴収しなかったかは不明。

→主食持参を中止した背景は、ご飯が冷たいなど母親からの要望である。(小澤委員)

コ 改定案提示による事務局の意向

平成22年6月の保育料本算定時における今年度見込み額3億1,834万8千円に対し、多子軽減を実施すると1,013万7千円の減収と平成19年の税源移譲の影響により、2,370万円の歳入減となることから、約3,000万円程度の増収を見込み、新園整備を始めとする待機児童対策や新たな保育サービスを進めていくための改定を行いたい。

よって、事務局としては約3,000万円程度の間差額を埋める2案ぐらいをベースに検討していきたい。改定案2、改定案3またはその中間ぐらいの案が事務局が希望したい案で、どの部分が高い安い等細かい箇所についてでもかまわないので検討し議

論していきたい。(事務局説明)

サ 個人所得税の扶養控除の見直しについて

平成23年度に実施される個人所得税の扶養控除の見直しがあり、保育料への影響は平成24年度からとなる。国では、負担増に繋がらないよう、改革案等の検討があるが、具体的提示がなされていないことから、事務局として動向を注視し、検討していくが、今回は扶養控除の見直しの影響は外して検討していきたい。(事務局説明)

(4) 公設園における特別保育事業について

ア 延長保育料金の改定について (事務局説明)

(ア) 改定案では、年齢区分をなくし、現行1時間、2時間単位の日額、月額単位の料金設定を30分単位の料金体系に変更し、使いやすくするものとした。時間別の公設園と民設園との均衡を図りたい。

(イ) 保育料の改定がある中で、今回は、金額提示案に留めたい。保育料の改定と併せて特別事業についても見直しを行ってよいものか議論していきたい。

イ 一時保育・休日保育・年末保育・病後児保育の保育料改定について (事務局説明)

(ア) 食事代込みの保育料となっていることから、改定を行いたい。

(イ) 改定案の差額200円は、他市の食事代徴収状況から今回の改定に当たり、主食代を添加できればと考え、案を提示した。

ウ 質疑

(ア) 延長保育料金は、階層はなく、料金は一律か。(野宗委員)

→すべて同じ。

(イ) 一時保育の1日とは何時間か。他市の場合は何時間か。(野宗委員)

→和光市の場合、8:30から16:30まで。他市については、未確認。

(ウ) 延長保育の改定案1、2について、見込んでいる収益額や率など目安はあるか。

(岡本委員)

→延長保育料金は、年によって利用人数に増減があるため、見込んでいない。次回までに、今年度利用者を元に算定し、用意する。

(エ) 一時保育の申込や利用できなかった人数等、利用状況を知りたい。(野宗委員)

→次回までに資料を提示する。

(オ) 今回の保育料改定の基本的方針について、歳入減を穴埋めするために現行保育料の改定を検討すると認識しているが、公設園の延長保育等の見直しについても、歳入減を穴埋めするための見直しなのか、延長保育だけで不足している財源を正常に戻すために改定する方針なのか。(斉藤委員)

→保育に関する財源について、今までは保育にかかる費用について市が補う余裕が

あったが、近年、財政状況が厳しくなり、補えなくなってきた。新園建設、更なる保育サービスの充実等かけなければいけないものが増える中、税金投入が難しいため、今までできていなかった保育料見直しによって歳入減を元に戻していきたい。

→延長保育の保育料見直しは、民間との均衡を図りたい。

(5) その他

ア 今回の資料について、質問、ご意見がありましたら、10月18日（月）までに市役所までご連絡ください。

イ 次回の委員会開催日程

11月5日（金）19：30から 602会議室